

光市記者発表資料

平成31年3月28日

件名

国登録有形文化財（建造物）の名称変更について

内容

本市に所在する国登録有形文化財（建造物）の名称が変更されましたので、お知らせします。

記

1 名称変更のあった国登録有形文化財（建造物）

- ・旧礪乃屋主屋

（変更前：光ふるさと郷土館別館礪部家住宅主屋）

- ・旧礪乃屋離れ座敷（茶室）

（変更前：光ふるさと郷土館別館礪部家住宅離れ座敷（茶室））

- ・旧礪乃屋釜屋

（変更前：光ふるさと郷土館別館礪部家住宅釜屋）

（1）変更年月日 平成31年2月12日

（2）登録年月日 平成11年10月14日

（3）所在地 光市室積五丁目3番20号

※本市による、光ふるさと郷土館（別館）の管理は、平成29年9月18日（月）をもって終了しています。

◆問合せ◆

光市教育委員会 文化・社会教育課 文化振興係

担当：村上 巧

（0833）74-3607